

別添 現金自動支払機(CD)等の防犯基準

| 分類/対象箇所 | 客室入口 | 優先度 | 客室内 | 優先度 | 機械室入口 | 優先度 | 機械室内 | 優先度 | CD機本体 | 優先度 | 共通事項 | 優先度 |
|--------------|----------------|-----|---|-----|--|-----|--|-----|--|-----|---|-----|
| 店舗内CD機等 | 1. 客室ドアの開を監視する | A | 1. 客室への人の出入を監視する 2. 本用非常押印を設ける 3. 防犯カメラは防犯TVカメラを設ける | A | 1. 機械室ドア等の施錠の強化又はガードブレーカーを設ける 2. 機械室ドアの鍵番を複数する 3. 機械室ドアの開を監視する 4. 機械室ドアの施錠部分の鍵切りを監視する | B | 1. 現金出し入れ部が後面にあるCD機等を使用する 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | B | 1. 現金出し入れ部が後面にあるCD機等を使用する 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける 4. 現金出し入れ部の鍵番を監視する 5. CD機等本体の鍵切り用車を監視する | B | 1. 機械室窓若しくは通路により警備員等が25分以内に近づけ付ける体制をとる又は有効なCD機等本体関係の強化対策を行い窃取を防止する 2. 店舗の監視とCD機等の監視を併せて行う(※を付けた項目) 3. 警報用ベル等を設置する | A |
| 店舗外CD機等 | 1. 客室ドアの開を監視する | A | 1. 客室への人の出入を監視する 2. 本用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | A | 1. 機械室ドア等の施錠の強化又はガードブレーカーを設ける 2. 機械室ドアの鍵番を複数する 3. 機械室ドアの開を監視する 4. 機械室ドアの施錠部分の鍵切りを監視する | B | 1. 現金出し入れ部が後面にあるCD機等を使用する 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | B | 1. 現金出し入れ部が後面にあるCD機等を使用する 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける 4. 現金出し入れ部の鍵番を監視する 5. CD機等本体の鍵切り用車を監視する | B | 1. 機械室窓若しくは通路により警備員等が25分以内に近づけ付ける体制をとる又は有効なCD機等本体関係の強化対策を行い窃取を防止する 2. 店舗の監視とCD機等の監視を併せて行う(※を付けた項目) 3. 警報用ベル等を設置する | A |
| 無人CD機等(W室) | 1. 客室ドアの開を監視する | A | 1. CD機等前面にシャッターを設ける 2. 客室への人の出入を監視する 3. 本用非常押印を設ける 4. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | B | 1. 機械室ドア等の施錠の強化又はガードブレーカーを設ける 2. 機械室ドアの鍵番を複数する 3. 機械室ドアの開を監視する 4. 機械室ドアの施錠部分の鍵切りを監視する | B | 1. 機械室ドア等の施錠の強化又はガードブレーカーを設ける 2. 機械室ドアの鍵番を複数する 3. 機械室ドアの開を監視する 4. 機械室ドアの施錠部分の鍵切りを監視する | B | 1. 現金出し入れ部が後面にあるCD機等を使用する 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | B | 1. 機械室窓若しくは通路により警備員等が25分以内に近づけ付ける体制をとる又は有効なCD機等本体関係の強化対策を行い窃取を防止する 2. CD機等本体の鍵切り用車を設置する | A |
| 無人CD機等(本室なし) | 1. 鍵番を設ける | B | 1. CD機等前面にシャッターを設ける 2. CD機等本体への人の接近を監視する 3. 本用非常押印を設ける 4. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | C | 1. 機械室ドア等の施錠の強化又はガードブレーカーを設ける 2. 機械室ドアの鍵番を複数する 3. 機械室ドアの開を監視する 4. 機械室ドアの施錠部分の鍵切りを監視する | C | 1. 機械室ドア等の施錠の強化又はガードブレーカーを設ける 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける | C | 1. 現金出し入れ部が後面にあるCD機等を使用する 2. 保守用非常押印を設ける 3. 防犯カメラ又は防犯TVカメラを設ける 4. 現金出し入れ部の鍵番を監視する 5. CD機等本体の鍵切り用車を監視する | C | 1. 機械室窓若しくは通路により警備員等が25分以内に近づけ付ける体制をとる又は有効なCD機等本体関係の強化対策を行い窃取を防止する 2. 警報用ベル等を設置する | B |

(注) 優先度は、それぞれ「A」は、最低限必要であることを示し、「B」は、可能な限りその実現に努める必要を示し、「C」は、できるならばそうすることが望ましいことを示す。

金融機関の防犯対策等について

平 4.4.1 労発第 71号
大蔵省銀行局長・労働省労政局長
全国労働金庫協会理事長宛

[内容は同上]

現金輸送体制の一斉点検について

[平6.9.20 蔵銀第1790号
全国銀行協会連合会企長宛]

標記のことについて、警察庁生活安全全局長から、先般、金融機関の現金輸送車が襲撃され、多額の現金を強奪される事件が発生したことに鑑み、別紙のとおり指導方依頼があつた。

金融機関は、その業務の公共性に鑑み、社会的信頼を損なうことのないよう、徹底した防犯対策を講ずるなど犯罪の未然防止策の強化が必要である。

従つて、平成4年4月1日付藏銀第462号「金融機関の防犯対策等について」にも十分留意したうえ、犯罪防止に遺憾なきを期するよう、黄傘下金融機関に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。
(別紙)

現金輸送体制の一斉点検による防犯指導の強化について(依頼)

[平6.9.7 警察庁企生企発第16号
警察庁生活安全全局長宛・銀行局長宛]

金融機関に係る防犯対策の推進につきましては、平素格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本年8月5日、兵庫県内において銀行の現金輸送車が襲撃され多額の現金が強奪されるなど現金輸送に対する強盗事件が多く発生し、大きな社会的関心を呼んでおりますが、この新事案の特性からさしに模倣による続発が懸念されるところであります。

この新事案の防止対策につきましては、既に御指導いただいているところであります。今回の事案での防犯対策上の問題点にかんがみ、その絶無を期すため、関係金融機関に対し別紙点検項目に基づき関係機関又は各

金融機関が自主的な点検を実施するよう御指導の方お願い申し上げます。

(送付先)

中小企業庁長官
農林水産省経済局長
水産庁長官
郵政省貯金局長
労働省労政局長

(別紙)

点検事項

必ず遵守すべき事項

- 1 現金輸送に当たつては、運転者のほか警備を行ひものを同乗させること。
- 2 現金輸送用トランクを現金輸送車に固定させるなど盗取防止策を講じること。
- 3 複数の現金輸送路線を指定して、輸送の時間、路線を適宜変更するなど、運行の両一化を図れること。
- 4 現金輸送車には、通信機器を搭載し、防犯責任者や現金輸送センターの責任者などが常に指揮掌握できるようにすること。
- 5 現金の積込み、積降しは、建物内で行うことを原則とし、建物外で行う場合には、外部者が立ち入ることのできない付属駐車場等の場所で行うとともに、警戒員を増強配置すること。
- 6 現金の積込み、積降しに際しては、周辺における不審者の有無を確認すること。
- 7 現金の積込み、積降しは、防犯責任者等が立会いの上で行うこと。
- 8 定期的に防犯訓練を実施し、あらかじめ各職員の任務分担、警察への通報要領等について指導、教育を徹底すること。

可能な限り遵守すべき事項

- 1 現金輸送には、非常ベル、緊急停止装置等を備えた専用車を使用すること。

望ましい事項

- 1 現金輸送は、警備業者に警備委託すること。

現金輸送体制の一斉点検について

平 6.9.20 労発第 251号

〔大蔵省銀行局長・労働省労政局長
全国労働金庫協会理事長宛〕

〔内容は同上〕